

令和5年度

業 務 委 託 仕 様 書

業 務 名 向陵中学校仮設校舎賃貸借

## 1 業務名

向陵中学校仮設校舎賃貸借

## 2 設置場所

札幌市立向陵中学校敷地内（札幌市中央区北4条西28丁目1番30号）

## 3 業務概要

向陵中学校の改築に伴う、仮設校舎の設置・撤去及び賃貸借に係る業務

## 4 規格・仕様等

### (1) 賃貸借物件

向陵中学校仮設校舎

### (2) 整備概要

#### ア 仮設校舎（1期工事）

- ・ 仮設校舎設置 : 鉄骨造平屋 延べ面積 999.21 m<sup>2</sup>
- ・ 渡り廊下A設置 : 鉄骨造平屋 延べ面積 40.20 m<sup>2</sup>
- ・ 渡り廊下B設置 : 鉄骨造平屋 延べ面積 32.26 m<sup>2</sup>

#### イ 仮設校舎（2期工事）

- ・ 仮設校舎改修 : 教育相談室・カウンセリングルームを昇降口へ改修
- ・ 渡り廊下B解体 : 鉄骨造平屋 延べ面積 40.20 m<sup>2</sup>
- ・ 渡り廊下C設置 : 鉄骨造平屋 延べ面積 45.68 m<sup>2</sup>

#### ウ 仮設校舎（3期工事）

- ・ 仮設校舎解体 : 鉄骨造平屋 延べ面積 999.21 m<sup>2</sup>
- ・ 渡り廊下C解体 : 鉄骨造平屋 延べ面積 45.68 m<sup>2</sup>

#### エ その他

- ・ 既存建物との接続に伴う設備改修
- ・ 屋外工事等

### (3) 整備内容

別添設計図書による

## 5 契約期間

本契約締結の日から令和10年3月31日までとし、各期間は下記のとおりとする。

なお、各期間は、建物の建設に係る建築基準法第18条による検査等及び学校の引越等の日程を踏まえ、教育施設という特性に配慮し、教育環境に支障を来たさないよう

学校管理者との協議により調整し、遵守すること。

(1) 建物の建設期間

ア 仮設校舎（1期工事）

- ・仮設校舎、渡り廊下A、渡り廊下B設置：本契約締結の日から令和6年1月19日まで（建築基準法第18条による検査は令和6年1月11日までに実施）

イ 仮設校舎（2期工事）

- ・仮設校舎改修：令和7年10月1日から令和7年12月25日まで（工事着手前に仮設許可申請の変更承認を受けること）
- ・渡り廊下C設置：令和7年10月1日から令和7年12月25日まで（建築基準法第18条による検査は令和7年12月18日までに実施）
- ・渡り廊下B解体：令和7年12月26日から令和8年1月10日まで

ウ 仮設校舎（3期工事）

- ・仮設校舎、渡り廊下A、渡り廊下C解体：令和10年1月1日から令和10年3月31日まで

(2) 建物の賃貸借期間

令和6年1月20日から令和9年12月31日まで

（仮設校舎・仮設渡り廊下A：令和6年1月20日から令和9年12月31日まで）

（仮設渡り廊下B：令和6年1月20日から令和7年12月25日まで）

（仮設渡り廊下C：令和7年12月26日から令和9年12月31日まで）

6 契約金額

契約金額の按分方法については、下記のとおりとする。なお、下記計算式内に1円未満の端数が生じた場合は原則として四捨五入し、合計金額が入札書記載金額と合わない場合は調整を行う。

(1) 仮設校舎の建設費（既設校舎等に係る改修・解体工事費を含む。）

ア 仮設校舎（1期工事）

$(\text{入札書記載金額} \times 62\%) + \text{消費税及び地方消費税の額}$

イ 仮設校舎（2期工事）

$(\text{入札書記載金額} \times 9\%) + \text{消費税及び地方消費税の額}$

ウ 仮設校舎（3期工事）

$(\text{入札書記載金額} \times 18\%) + \text{消費税及び地方消費税の額}$

(2) 仮設校舎賃貸借料(1ヶ月あたり)

{(入札書記載金額×11%)/47.4} +消費税及び地方消費税の額

(令和6年1月20日～令和6年1月31日の賃貸借料は、当該月の暦日数に基づく日割計算により算定した額とする。ただし、日割計算により端数が生じた場合は別途調整を行うこととする。)

## 7 一般事項

- (1) 関係法令に遵守すること。
- (2) 建築許可・仮使用申請について速やかに行い、建設に十分な工程を確保すること。
- (3) 現地の特性を十分に把握し、各段階の計画書を作成し、業務主任と綿密な打合せを行い、指示を受けること。
- (4) 業務にあたり、建設副産物発生抑制や再利用の観点重視して業務を遂行する。
- (5) 本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (6) 受注者は納品時に梱包材等の廃棄物を回収し、適切に処分すること。
- (7) 業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。また、関係法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うものとする。
- (8) 本業務の実施において、災害、事故等が発生した場合は、賃貸人は直ちに適切な措置を行うと共に、原因、経緯、被害状況について遅滞なく賃借人に報告するものとする。特に第三者に損害を及ぼした場合は、直ちに賃借人に報告すると共に賃貸人の責任において早期かつ適切な解決を図ること。
- (9) 業務期間が長期に渡るため、業務の進捗状況に応じて、関係部局と綿密な打合せを行い、学校施設の運営に支障を来さないよう最大限努めること。なお、打合せ内容については、速やかに業務主任に報告すること。
- (10) この仕様書に明記されていない事項については、本市との協議によること。

## 8 連絡先

札幌市教育委員会 生涯学習部 学校施設課 施設整備係 小泉・椿原

電話：011-211-3832 FAX：011-211-3837

メールアドレス：seibihozen@city.sapporo.jp